【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月20日
【会社名】	マニー株式会社
【英訳名】	MANI,INC.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長　渡部　眞也
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役常務CFO　山本　孝幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市清原工業団地８番３
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役兼代表執行役社長 渡部眞也及び執行役常務CFO 山本孝幸は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年８月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社３社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社８社及び持分法適用会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは、主に医科及び歯科の医療機器の製造・販売業を展開しており、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高及び売上原価（連結会社間取引消去後）が適切であると判断し、これを重要な事業拠点の選定指標として採用しております。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制が良好であるとの評価結果を踏まえ、各事業拠点の売上高及び売上原価（連結会社間取引消去後）を基準として、それぞれの金額が高い拠点から合算しおおむね３分の２程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とし、当社及びMANI HANOI CO., LTD.、馬尼（北京）貿易有限公司を対象といたしました。

企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としては、当社グループの販売活動及び製造活動により多額に計上される売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、棚卸資産評価、固定資産減損、未払法人税等及び繰延税金資産、退職給付引当金などの見積もりに係るプロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、取締役兼代表執行役社長渡部眞也及び執行役常務CFO山本孝幸は、2026年８月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。